

山梨県社会福祉協議会

再就職準備金貸付規程

(趣旨)

第1条 この貸付規程は、山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護職として一定の知識及び経験を有する者への再就職のための準備資金（以下「再就職準備金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、再就職準備金貸付けの適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 再就職準備金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、再就職準備金貸付申請書兼再就職準備金利用計画書（以下、「利用計画書」という）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、山梨県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

①身上書（第2号様式）

②連帯保証人に関する調書（第3号様式）

③実務経験証明書(第4号様式)

（実務経験証明書＝介護職等としての実務経験が1年以上有すること、および30日以上離職していたことを証明する書類）

④申請者の資格を証明する資格証明書等

⑤世帯全員の住民票の写し

⑥申請者の生計支持者の所得を証明する書類

⑦連帯保証人の所得を証明する書類

⑧再就職（内定・決定）証明書（第5号様式）

⑨再就職準備金の使途が確認できる書類（見積書・領収書 等）

⑩その他会長が必要と認める書類

〈なお、誓約書（様式1）は提出必須とする。〉

(貸付決定)

第3条 会長は、前条の利用計画書を受理したときは、当該利用計画書及び添付書類を審査のうえ、再就職準備金の貸付けの適否を決定するものとする。

（2）会長は、前項の規定により修学資金の貸付けの適否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第4条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

（2）前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者で、原則として県内に居住する者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は、親権者又は後見人でなければならない。

（3）申請者又は再就職準備金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(契約)

第5条 再就職準備金の貸付けは、再就職準備金貸付契約書（第6号様式）により契約を締結して行うものとする。

(貸付対象となる資金の使途及び貸付額の範囲)

第6条 再就職準備金の貸し付け対象となる使途については、子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費、靴や訪問介護等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆

等の被服費、敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用、通勤用の自転車又はバイクの購入費、子どもの預け先を探す際の活動費、その他再就職する際に必要となる経費に充当する内容のもの等とし、再就職準備金の限度額の範囲内とする。

(貸付方法)

第7条 再就職準備金は、一括して貸付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(受領書等の提出)

第8条 前条の規定により借受人は、受領書(第7号様式)を会長に提出しなければならない。

(2) 再就労準備金の貸付契約に係る貸付けを受けた者は、当該再就労準備金の受領後、直ちに再就労準備金借用証書(第8号様式)を会長に提出しなければならない。

(契約解除)

第9条 会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- ①死亡したとき。
- ②心身の故障のため就労の見込みがなくなると認められるとき。
- ③再就職準備金の貸し付けを受けることを辞退したとき。
- ④その他再就労準備金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 会長は、契約を解除するときは、その旨を再就職準備金貸付契約の相手方又は、その保証人に通知するものとする。

(返還債務の免除手続)

第10条 再就職準備金の返還の債務の免除を受けようとする者は、再就職準備金返還債務免除申請書(第9号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(2) 会長は、前項の再就職準備金返還債務免除申請書を受理したときは、これを審査し、再就職準備金の返還の債務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還手続及び返還期間)

第11条 借受人は再就職準備金を返還する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から起算して15日以内に、再就職準備金返還明細書(第10号様式)を会長に提出しなければならない。なお、返還方法は、一括及び月賦とし、返還期間は12か月以内とする。

(2) 前項の規定により再就職準備金返還明細書を提出した者は、当該再就職準備金返還明細書に係る返還方法を変更しようとするときは、再就職準備金返還方法変更申請書(第10号様式)を会長に提出して、その承認を得なければならない。

(返還債務の猶予手続)

第12条 再就職準備金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、再就職準備金返還猶予申請書(第12号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(2) 会長は、前項の再就職準備金返還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、再就職準備金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第13条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- ①借受人又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。(第13号様式)
- ②再就職準備金の借受けを辞退しようとするとき。(第14号様式)
- ③介護福祉士等の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。(第15号様式)
- ④介護福祉士等の業務に従事する施設等を変更したとき。(第16号様式)

(2) 連帯保証人は、借受人が死亡したときは、速やかに死亡届（第17号様式）によりその旨を会長に届け出なければならない。

(台帳)

第14条 会長は、再就職準備資金の貸付の状況を明らかにするため、再就職準備金貸付台帳（第18号様式）を備えておくものとする。

(実施細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。